

## 当社水力発電設備に係る調査報告書の提出について

平成18年12月20日  
北陸電力株式会社

このたび、経済産業省原子力安全・保安院及び国土交通省から水力発電設備に係る調査・報告要請が4件ありました。<sup>1</sup>

これを受け、河川法及び電気事業法に基づく検査資料及び定期報告における記載事項の改ざんの有無、河川法及び電気事業法に基づく手続きを行わずに実施した工事の有無等について調査を行い、このほど結果がまとまり提出いたしましたのでお知らせいたします。

原子力安全・保安院へは、

- ・ 電気事業に係る検査資料及び定期報告における記載事項に係る改ざんは見い出されなかったこと
- ・ 必要な届出を行わずに実施した工事は、7発電所11設備であったこと
- ・ 申請手続きの不備の原因は、維持補修や取替に関する工事について、申請への認識が低かったことを報告いたしました。

国土交通省近畿地方整備局、北陸地方整備局へは、

- ・ 河川法に係る定期報告における記載事項の改ざんは見出されなかったこと
- ・ 必要な許可を受けていない発電所は、15発電所であること（平成18年11月21日お知らせ済み）
- ・ 申請手続きの不備の原因は、維持補修に関する工事について、申請への認識が低かったこと
- ・ 再発防止対策については、平成16年に河川法申請に係る河川法申請業務標準を策定・実施し、教育もあわせて行い取り組んでいることを報告いたしました。

これらの取り扱いの不備につきましては、原子力安全・保安院及び国土交通省のご指導をあおぎながら適切に対処してまいります。

また、今後このようなことがないように、再発防止に努めてまいります。

以上

添付資料 電気事業法48条に係る必要な工事計画の届出を行わずに実施した工事

## 1 原子力安全・保安院及び国土交通省の指示文書

（原子力安全・保安院）

平成18年11月21日、水力発電設備において、電気事業法に基づく検査資料、定期報告における改ざんの有無及び工事計画の届出を行わずに実施した工事の有無について、平成18年12月20日までに報告することを指示されています。

（国土交通省河川局）

平成18年11月21日、水力発電設備において、河川法の許可を受けていない工作物の有無、報告資料の改ざんの有無について自主点検を行い、平成18年12月20日までに報告することを指示されています。

（国土交通省近畿地方整備局及び北陸地方整備局）

平成18年12月7日、水力発電設備において、無許可改築等の発生原因及び当社としての再発防止策について、平成18年12月20日までに報告することを指示されています。

## 電気事業法第 48 条に係る必要な工事計画の届出を行わずに実施した工事

水系名	発電所名	運転開始年	出力(kW)	設備名	実施時期	工事の内容
常願寺川	中地山	大正 13 年	2,400	中地山ダム	不明	ダムかさ上げ補修 50 cm他
神通川	池の尾	昭和 37 年	9,000	北の俣ダム	不明	ダム上流面コンクリート張り補修 25 cm
				中の俣ダム	不明	ダム上流面コンクリート張り補修 35 cm
手取川	市ノ瀬	昭和 33 年	6,200	西谷ダム	昭和 60 年	ダムかさ上げ補修 50 cm
	三ツ又第一	昭和 37 年	13,000	中ノ川ダム	平成 5 年	ダムかさ上げ補修 15 cm
				じやだに 蛇谷ダム	不明	ダム護岸コンクリート張り補修 40cm
				ゆだに 湯谷ダム	不明	ダム護岸コンクリート張り補修 25cm
	中宮	昭和 10 年	3,000	ちゅうくわ 中宮ダム	不明	橋脚下部コンクリート張り補修 25cm
	吉野第二	昭和 5 年	1,100	1号発電機	昭和 60 年	発電機取替
2号発電機				昭和 60 年	発電機取替	
九頭竜川	上打波	昭和 33 年	10,200	しいたか 矢高ダム	不明	ダムかさ上げ補修 50 cm